

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

令和2年2月21日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合の職員（以下「職員」という。）の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 懲戒処分としての戒告、減給、停職又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1年以下の期間、給料月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額）の10分の1以下の額を給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上1年以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務には従事しない。

3 停職者には停職の期間中いかなる給与も支給しない。

(条例の特例)

第5条 第2条から前条までの規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合に他の地方公共団体（以下「派遣元」という。）から派遣される職員の懲戒については、派遣元の関係規定を適用し、広域連合の長の報告に基づき、派遣元の長が行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。